

各施設（園）長 様

子ども未来局支援制度担当部長

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインと  
今後の対応について

日頃から札幌市の児童福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設、認定こども園（以下「保育所等」という。）における虐待等への対応については、令和5年5月に、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定され、これを踏まえた適切な対応をお願いしてきたところです。

今般、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所。以下「令和6年度調査研究」という。）の調査結果及び令和7年4月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）の改正内容を踏まえ、ガイドラインについて、対象に幼稚園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）を追加し、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に名称を変更した上で改訂されました。各保育所等におかれては、本通知やガイドライン等を踏まえ適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知により、「保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和5年6月30日付け札子支第15569号・子ども未来局子育て支援部長通知）は廃止いたします。

記

1 改訂の主な内容（別紙2参照）

- (1) 一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業及び幼稚園等についても、保育所等と同様に虐待の通報義務の規定が設けられた。
- (2) 改正法において、保育所等及び幼稚園等の職員による虐待について通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応が明確化された。
- (3) 令和6年度調査研究の調査結果を踏まえ、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理し、虐待の判断に関する内容が拡充された。

2 保育所等における「虐待」について（ガイドラインp. 4～5参照）

- ・保育所等における虐待とは、職員がこどもに行う身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為をいう。（改正児童福祉法第33条の10第1項）
- ・保育所等の職員はこれらの虐待行為を含め、「児童の心身に有害な影響を与える行為」をしてはならないこととされている。（改正児童福祉法第33条の11）

- ・改正法により、これらの虐待を受けたと思われるこどもを発見した者は、速やかに、これを都道府県又は市町村に通報しなければならない。（改正児童福祉法第33条の12第1項）
- ・保育所等における職員によるこどもに対する虐待の具体例はガイドラインp. 4～5参照。

#### 相談連絡先

| 施設種別                                   | 相談先                                     |
|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園 | 札幌市子ども未来局保育推進課<br>指導担当係<br>011-211-2985 |
| 私立幼稚園、幼稚園型認定こども園                       | 北海道総務部行政局学事課幼稚園係<br>011-231-4111        |

### 3 「不適切な保育」についての概念の再整理（ガイドラインp. 6 参照）

- ・従来のガイドラインでは、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、その外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」として整理されていたが、改正法において身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待が「虐待」と定義され、通報義務が設けられたことを踏まえ、改定されたガイドラインでは「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくなくかかわり」という概念を用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応を再整理している。
- ・仮に一つ一つが虐待には該当しない行為であったとしても、改善が図られず適切ではない行為が繰り返されることで「虐待」につながり得る。そのため、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくるという不断の取組が重要である。

### 4 保育所等における対応（ガイドラインp. 7～11参照）

別添のフローチャート参照

#### 【添付資料】

- ・保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインについて(通知)
- ・(別紙1)保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂こども家庭庁、文部科学省)
- ・(別紙2)保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

【担当】札幌市子ども未来局保育推進課指導担当係

TEL：211－2985

**保育所等における対応のフローチャート**  
(保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園)

別添

**より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等(ガイドライン P7～9)**

- ・各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
- ・職員一人一人がこどもの人権・人格を尊重する意識を共有すること

まずは日々の  
未然防止が重要



**虐待と疑われる事案かどうかの確認 (P8～)**

日々の振り返りを行ってもなお、こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかわりに改善が見られない場合や事態が悪化している場合などには、保育所等の会議の場などで共有し、虐待と疑われる事案かどうか保育所等として確認する。

**虐待と疑われる事案を発見 (P9～10)**

**市町村等への相談 (P9～10)**

- ・保育所等は状況を**正確に把握する**とともに、担当部署に対して、把握した状況などを速やかに情報提供し、今後の対応について相談すること。
- ・保育所等が組織として適切な対応を行わない場合、虐待と疑われる事案の発見者は一人で抱え込まずに速やかに担当部署に相談する。

※公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第5条には、公益通報したことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないと規定されている。加えて、改正児童福祉法第33条の12第6項においても、虐待を通報した職員は、通報をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されている。

担当部署:札幌市子ども未来局指導担当係 電話 011-211-2985



**市町村の指導等を踏まえた対応 (P10～11)**

**<市町村から虐待と判断された場合>**

- ・その対象となったこどものみならず、その他の保育所等を利用することも、虐待に関わっていない職員も含め、十分な心のケアを行う必要がある。
- ・虐待が行われた経緯や今後の保育所等としての対応方針等について、保育所等を利用するこどもの保護者に対して、丁寧に説明し、理解を得ることが重要である。



**<虐待等と疑われる事案に該当しないと確認したが対応が必要な場合>**

- ・引き続き「より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等」の対応を進めていくとともに、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指していくことが重要である。



**さらにより良い保育を目指す (P11)**

引き続き「より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等」の対応を進め、どうすればより良い保育を行うことができるのか保育所等として検討を行うとともに、保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指していくことが重要である。